



# 熊本県公報

第 1 2 5 7 3 号  
平成 28 年 11 月 22 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成 28 年 1 2 月熊本県議会定例会の招集……………	(財政課) 1
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 1
○道路の供用開始……………	( " ) 1
<b>公 告</b>	
○換地計画の決定……………	(農地整備課) 2
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県個人情報保護制度審議会の開催……………	(個人情報保護制度審議会) 2

## 告 示

### 熊本県告示第 993 号

平成 28 年 1 2 月 1 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。  
平成 28 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第 994 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 28 年 1 1 月 2 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	久連子落合線	八代市泉町栗木字猿迫 4 2 0 8 番 1 地先から 同所 4 2 0 8 番 1 地先まで	31.6	単道修

#### 2 供用を開始する期日 平成 28 年 1 1 月 2 2 日

### 熊本県告示第 995 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 28 年 1 1 月 2 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字下白石 4 4 2 8 番 4 地先から 同所 4 4 2 8 番 3 地先まで	70.8	防交 (道路改良)

#### 2 供用を開始する期日 平成 28 年 1 1 月 2 2 日

**公 告****熊本県公告第703号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営御領南地区（5換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成28年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成28年11月24日から  
平成28年12月21日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**登 載 依 頼****熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号**

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成28年11月22日

熊本県個人情報保護制度審議会長

- 1 日時  
平成28年11月28日（月）  
午前10時から正午まで（予定）
- 2 会場  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事概要
  - (1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について
  - (2) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）  
（電話096-333-2068）